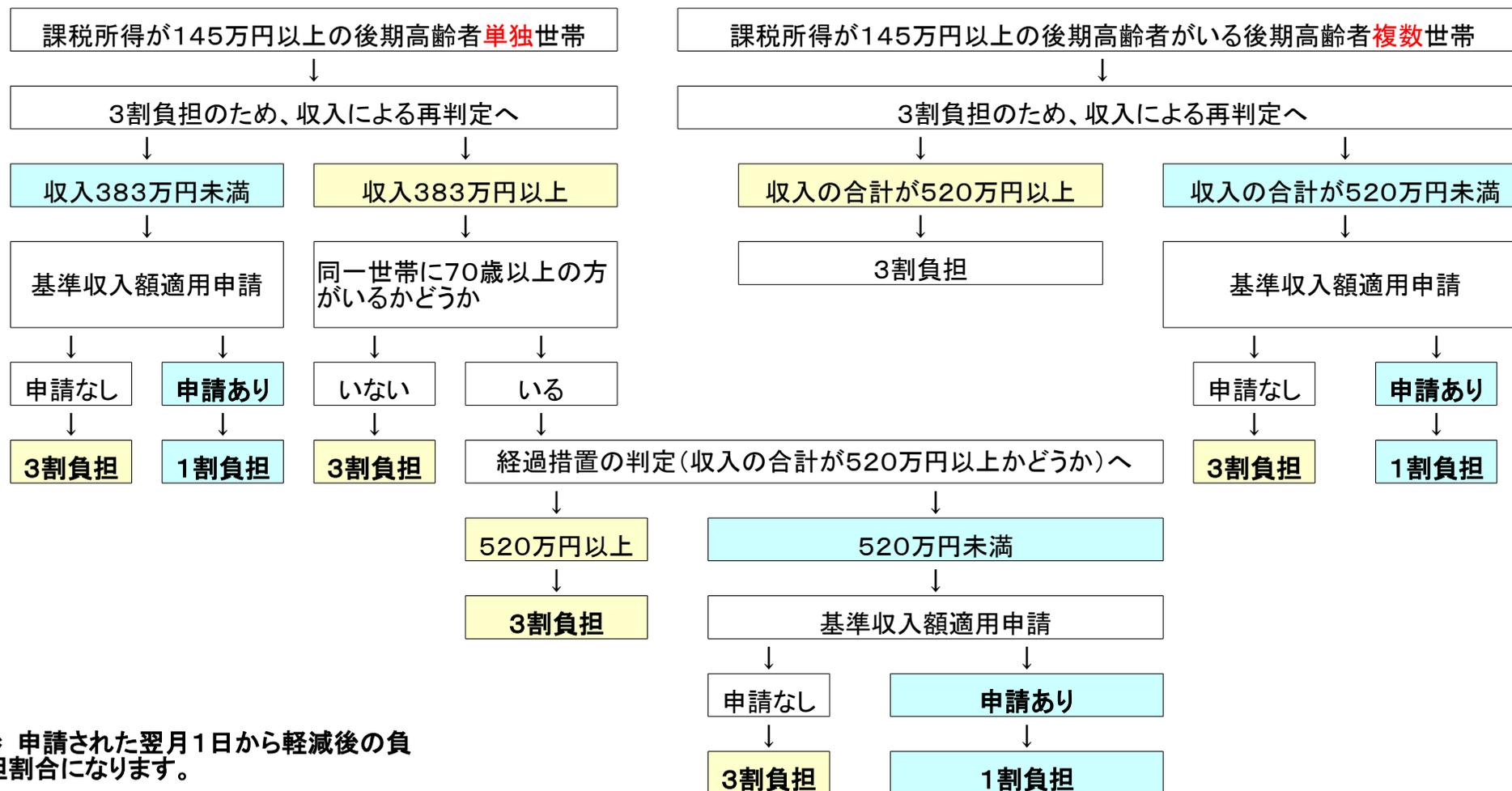


現役並み所得者の医療費の自己負担割合は3割になります。

◎「高齢者の医療の確保に関する法律」においては、現役世代と同程度の負担能力がある後期高齢者医療被保険者を「現役並み所得者」と位置づけ、医療費の自己負担割合(一部負担金の割合)を3割としています。

「現役並み所得者」とは、同一世帯に属する後期高齢者の中に課税所得が145万円以上の方がいる場合です。ご確認ください。



* 申請された翌月1日から軽減後の負担割合になります。